

第 13 回 ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会 会議録（要旨）

- 1 開催日時 平成 20 年 4 月 24 日（木）19 時から 21 時 20 分
- 2 開催場所 ふじみ衛生組合大会議室
- 3 委員出欠 出席 13 人
 - ・出席委員 荒木千恵子委員、大江宏委員（会長）、河本美代子委員、草苅正行委員、佐々木保英委員、佐藤俊夫委員、寺嶋均委員（副会長）、中澄子委員、藤生よし子委員、増田雅則委員、松井和夫委員、村越晴美委員、吉野伊佐三委員
- 4 出席者
 - 事務局 高畑智一、内藤和男、齋藤順計、深井恭、大木和彦、荻原正樹、木村晴美、田中實、藤川雅志総務主幹、井上稔総務主幹
 - パシフィックコンサルタンツ株式会社 笠井睦
- 5 傍聴者 13 人

【議事次第】

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 報告事項
 - （1）第 12 回市民検討会議事録の確認
 - （2）不燃物・資源物処理等の東側・北側への集約について
 - （3）ふじみ新ごみ処理施設整備実施計画（案）の説明会等について
 - （4）新ごみ処理施設整備実施計画について
- 4 議題
 - （1）コミュニティ機能について（その 3）
- 5 その他
 - （1）今後のスケジュール
 - （2）次回日程調整
- 6 閉会

【配布資料】

議事次第

【資料 1】第 12 回 ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会 会議録（要旨）

【資料 2】コミュニティ機能について（その 3）

【別紙 1】新ごみ処理施設整備実施計画案に係るパブリックコメント等対応表

【別添 1】東側建屋等建設工事概略図

【会議録】

午後 7 時 00 分 開会

1 開会

【事務局挨拶】

【欠席者の確認】

【配布資料の確認】

2 会長あいさつ

【会長挨拶】

【ふじみ衛生組合の人事異動の報告及び挨拶】

3 報告事項

(1) 第 12 回市民検討会議事録の確認

大江会長 : 何か気づいた点等はあるか。

寺嶋副会長 : 4 ページの 6 行目の「もう 1 つの方法論として、ピットが 20 メートルもあるから」を、「ピットの深さが」と修正してほしい。

事務局 : 9 ページの発言で、総務主幹の発言と事務局の発言が一緒になっている。調布市環境部長の立場での発言は、事務局のところに「総務主幹（調布市環境部長）」と入れさせていただきたい。
また、下から 7 行目であるが、「建物を低くする意見に賛成であるが、しかし」と修正したい。

D 委員 : 同じく 9 ページで、D 委員の発言の後半の発言は、「今の説明は公聴会等で地元住民の賛同を得られるなら 25 メートルを」と入れたほうがわかりやすい。

C 委員 : 8 ページの上から 5 行目であるが、「杉並の例もそうであるが」の後の「あれも」から次の行の「ネックのように言われたが」までを削除したい。

大江会長 : 他に意見がないため、訂正後、公開の手続に入る。

(2) 不燃物・資源物処理等の東側・北側への集約について

【事務局説明】

D 委員 : 長年の要求を聞き入れていただき、非常にほっとしている。1 点確認したい。集塵脱臭機械室の騒音であるが、場合によっては 24 時間運転もあり得ると聞いている。今回、境界線ぎりぎりのところに

造られ、かつ壁が鋼板となっており、場合によっては防音が不備になる可能性があると思う。防音に十分気をつけてほしい。

1点質問であるが、びん・缶処理からの空気もこの集塵脱臭装置に入るのか。

事務局 : 騒音は、24時間稼働も含めて今後の検討としたい。びん・缶の空気の脱臭は、別途、脱臭装置を設けて行う予定である。

(3) ふじみ新ごみ処理施設整備実施計画(案)の説明会等について

【事務局説明】

大江会長 : パブリックコメントの中で特徴的な内容があれば紹介してほしい。

事務局 : 建物の高さ、市民参加、環境保全計画、排ガス対策が主な部分であった。

F委員 : 最初に「両市は、今後も焼却ごみを減量する努力を」と書いてあるが、三鷹市の場合、19年度に人口が大幅に増えた。今後、これ以上人口が増えない施策を取らないとごみ問題にも影響が出てくると思う。一層、ごみ減量の努力に重点を置いていただきたい。

事務局 : その主旨を踏まえ、計画の目的の中に、新たに「焼却ごみの減量に努めるとともに」と具体的に記載した。

E委員 : 20ページのナンバー12の「プラスチックの焼却を是非検討してほしい」との意見であるが、プラスチックを全部焼却することではなく、可能な限り、資源化を進めるシステムを考えていったほうがよいと思う。

大江会長 : ふじみ衛生組合では、資源化を努力する方向にあると思う。

E委員 : プラスチックの問題は非常に選別が難しいことだと思う。できるだけ市民サイドの分別ではなく、事業者にもいろいろな問題点が出てくることも考えて、これから進めていただきたい。

事務局 : プラスチック類の焼却については、パブリックコメントの中で、燃やした方がよいという意見と燃さないほうがよいという意見があった。ふじみ衛生組合の基本スタンスは、可燃ごみについては、可能な限りの資源化の中で、燃やす量を減らすことを考えている。プラスチック類は、できる限りリサイクルし、やむなく燃さなければならぬプラスチック残渣を焼却施設で燃やして、熱エネルギー回収するスタンスである。

C委員 : 今回のこの資料をみると、いろいろな意見が出ているが、既に考慮してあるものとこれから検討するものがある。これからの検討となっている項目の今後のフォローはどのように考えているのか。検討結果がどのようになったのかを意見を出された方にどのようにし

て回答する予定なのか。

事務局 : パブリックコメントの全文は、ふじみのホームページに掲載している。要望として出てきたものは要望として受けとめるものもあるし、こちらで検討していかなければいけないものは、今後検討していく中ではっきりしていくものもあるということで、この資料の中で回答している。

G委員 : この書類の内容ではないが、環境影響評価について質問する。先日化学物質の本を読んでいたら、焼却炉から鉛が多く出ているということであり、それは印刷のインクの影響だと掲載されていた。日本の印刷の場合は規制されているが、中国等の外国で印刷されたものは問題が残る。実際に使用されているものは、中国産が多いと聞いている。評価するに当たって、鉛の基準値は出ていないが、その点についてはどのように考えているのか。

事務局 : 環境影響評価の土壌汚染の項目の中で調査をすることとなっている。

G委員 : 問題になるのは、煙突から出るものであるという科学者の一筆があった。先日、調布市に燃えるごみの袋は、どこで印刷しているのか聞いてもよくわからないということであった。

寺嶋副会長 : 確かに煙突から微量であるが、重金属などが排出されている。日本では排ガス中における重金属の規制はないが、ヨーロッパでは確かにある。日本の焼却工場の煙突から出る煙の中に含まれる重金属の濃度をヨーロッパの規制基準値と比較することが一つの判断基準になると思う。実際に調査した事例では、ヨーロッパの規制値をクリアできているデータが出ていた。

ヨーロッパの排ガスの処理装置は、主としてこちらでも採用するバグフィルターを使用しており、固体状の重金属を除去する形で排出量を抑えている。日本国内でも同じような仕組みであり、規制基準値はないが、ヨーロッパの厳しい重金属の規制値以内におさまっていることから、今のところ問題ないということが一般的な判断のようである。

事務局 : 印刷物のインクの話が出たが、基本的に紙に印刷してあってもプラスチックに印刷してあっても、三鷹市、調布市では資源として集めている。市民の皆様の協力があれば、基本的には焼却炉に入らないものである。今後とも市民の皆様のご協力をお願いしたい。鉛は規制値がないということであったが、実際に焼却炉ができた後、どのような項目について、どのぐらいの頻度で検査を行っていくのかというモニタリング計画の議論をこの市民検討会でも行う予定

であり、市民委員の皆様の意見を伺いながら検討したいと思う。

(4) 新ごみ処理施設整備実施計画について

【事務局説明】

F 委員 : 焼却灰の搬出車両において、天蓋装置つきとはどういう覆いがしてあるのか。

この別添 1 の図を見ると、集塵脱臭機械室がプラ残渣と並んで置いてある。この集塵装置は、重金属の飛散を防ぐためにも、ここに置くのではなく、焼却場の炉の近くに置いたほうがよい。1 度外に出て持っていくと飛散しないか心配である。

事務局 : 天蓋車とは、普通の 10 トン程度のダンプトラックを想像いただいて、その上の部分が、灰を積むと自動的に閉まって密閉するダンプトラックである。完全な密閉ができるかという問題があり、灰をそのままトラックに積むのではなく、実際にはかなり水をかけて、飛散しないような状態にしてトラックに積み込む。乾燥した飛灰は、11 ページに写真があるように、ジェットパッカー車等で、直接タンクの中に乾いたまま灰をしまい込んで、そのまま持っていく。日の出でも直接ホースをつないで、外気に触れることなく飛灰を向こうのタンクに詰め込む完全密閉型で行う。

後段の質問であるが、別添 1 の集塵脱臭機械室は、不燃施設から出るにおいを取るものであり、可燃のほうは可燃のほうで対策をとる。

F 委員 : 説明の中で、水をかけて固まらせるとあったが、どこで水をかけて固まらせるのか。空気が漏れないようなところなのか。

事務局 : 基本的にはすべて建物の中で完結する作業である。

C 委員 : 事業費で、運営費の財源内訳が新たに記載されている。焼却手数料と売電収入で約 80 億円とあるが、その内訳を教えてください。

余熱利用設備の仕様の中で、場外への供給が最大 10 G J / h 相当とあり、発電機容量が 7,900 kW 以上とある。場外への供給とは、自分の工場で使うエネルギー以外のものなのか。

事務局 : 焼却処理手数料は 1 年当たり 3 億円を見込んでいる。3 億円を 20 年間で 60 億円である。売電収入は年 1 億円を見込み、20 年で 20 億円を見込んでいる。

焼却施設から発生する熱は焼却工場を動かすために使うことが大前提である。その後、7,900 kW の発電を行う。さらに余ったのがこの 10 G J ということである。前回説明したが、大体 25 メートルの温水プールで 2.1 G J 使用すると聞いており、25 メートルの温水プールだと、4 つから 5 つ分ぐらいの熱になる。

D委員 : 建物の高さについてである。今回の議事録にもあるが、事務局の答弁として、「適地選定の当時はまだ高さ制限がなかったという経過もある」とある。実は6カ所の候補地からこのふじみ衛生組合が適当と書類が出たのが17年8月である。ふじみ衛生組合の隣接地の三鷹市の市役所では、16年6月に25メートルの制限をかけている。調布市でも引き続いて高さ制限をかけた。確かに告示は18年4月3日であるが、前年の9月には既に住民説明会をやっている。適地選定の報告書が出た1カ月後には住民に説明している。その1カ月前に準備は当然進められており、適地選定の報告書が出た時点でここが25メートルの制限がかかることは当然知っていたはずである。

それを知っていた上で、選定報告書に何が書いてあるかということ、項目が2つある。1つが土地利用規制及び建設場所特有の立地規制との整合性であり、2つ目が建築形状物への制約の有無である。ふじみ衛生組合はいずれも二重丸であり、全く制約がないと書かれている。この時点では規制はないかも知れないが、25メートルの制限ができると知っていたはずなのに、なぜそのことが書かれないのか、疑問である。それがもし事実であるならば、選定報告書自体が無効となるのではないか。

前向きに事を考えたいと思うが、この時点で選定報告書が無効にならずにどうやったらいいかとなると、結局25メートルの制約がかかることがわかっていたが、それを守るということでこの選定報告書を作ったと言わざるを得ないはずである。それなのに3年たつと35メートルにするという。それを忘れたと思っているかもしれないが、僕らは常にここが選ばれた条件が、ほんとうに選ばれた条件どおり行われているかを常に見ている。

以前も3炉はこの場所が狭過ぎるからできないと報告書に書いてあった。今回も適地選定の時点ではこの高さ制限はなかったと言うが、知っていたはずなのにそれが書いていない。そしてこの時点で制限を変えようとする。こういうことをやっていたのでは、我々住民の本当の信頼は絶対に得られない。私はこの35メートルという問題だけではなく、住民が行政を信頼するかどうかという問題だということをごここで言わせてもらいたい。

事務局 : 経過について、よく調査させていただきたい。

D委員 : 調査しなくてもわかるはずである。18年4月3日に告示されたので、いつから作業が始まったのかすぐわかる。たった6カ月前にそ

の事実を知らないとは言えない。職員が知らないはずがない。知っていて、あえて選定報告書に25メートルの制限があることを書かなかった。それを矛盾なく説明するとすれば、25メートル以下の建物を造るつもりであったとしか言いようがないのではないか。

事務局（総務主幹：調布市環境部長）：

17年度中に都市計画部門で高さ制限について検討していたことは事実である。そのこと自体を調布市役所として否定するものではない。ただ、事実として都市計画の制限がかかるかどうかは、告示をして初めて効力を発揮するので、効力が発揮できないものについて断定的に書くことができないこともわかっていたいただきたい。だから備考という形で書けなかったのかという指摘かと思っているが、そのこと自体もその他の都市計画の関連もあり、書きづらいことは事実である。

L委員：7ページの事務局発言で「35メートルという想定は、メーカーヒアリングから設定した」という文言がある。三鷹が平成16年に、調布が平成17年に25メートルの設定をしており、両市とも努力していかなければいけないと思うが、これだけを見るとメーカーヒアリングに従ったという感じがどうも納得できない。どのくらい努力されたのかも疑問に思う。

大江会長：その辺の経緯は事務局で調査する、この実施計画では35メートル以下とする、今後、極力高さを抑えていく方向で努力していくということで了解いただけたと知っている。高さについてのやりとりはこれぐらいにしておきたいと思う。

A委員：この計画上では仕方がないのかもしれないが、逆にその辺の高さが具体的に提示されるのはどの時期になるのか。メーカーが決まった後か。高さについて我々が要望を出せる余地がある時期はいつまでなのか。今後、事務局で、具体的な説明があるのか。

事務局：20年度の中で事業者選定を進める。この作業は、少なくとも1年程度かかるので、来年の春あたりの段階ではっきりしてくると思う。その進みぐあいは、進捗状況に合わせて情報提供も含めながら考えていきたい。

C委員：施設運営維持管理で公設民営方式（DBO方式）でやるとなっている。次に「余熱利用施設の建設・運営は、別事業として位置づける」と書かれている。これを見ると、余熱利用施設は別の建物を造って、別の事業者が運営すると取れるが、このように取れる表現をこの時点でしておくことでよいか。修正したらどうか。

- 事務局 : 余熱利用施設は、周辺の公共施設の整備計画との関連もあるので、少なくとも今回の焼却施設の建物と一体的に造ることは、タイミング的に難しいと考えているため、このような記載をした。
- C委員 : この建物と別にそういう余熱利用設備を造る話は、今まで一度もしていない。どういうものを造るかも決めていないので、ここで書くのは早いのではないか。
- 事務局 : 言葉足らずだったかもしれないが、事業費として建設費の150億円、運営費の160億円を記載しているが、そういった予算の関係上も含めて別事業という表現をした。
- 寺嶋副会長 : 焼却施設には国から交付金を出していただけるが、余熱利用は出してもらえない。
- A委員 : 廃熱利用というとユーティリティー施設とも絡んでくると思う。例えば温水プールの話になると、とても関連性があるようにも思うが、その辺はどうなのか。
- 事務局 : 余熱利用施設については、まだ場所等が明確になっていない関係から、基本的なベースの議論をしてきた。そのため別事業と説明した。余熱利用施設は、今後、三鷹市と調布市の中長期的な計画の整合性も取りながら考えていきたい。
10GJの熱供給だが、積極的に公共施設へどんどんと送って収入を確保したほうがよいという意見もいただいた。それができるかも含めて検討していきたい。
- 寺嶋副会長 : 私が東京都の清掃局にいたときも、還元施設等を造った。なかなか還元施設の中身が決まらないが、焼却施設はもう建設に入っている。ただし、温水発生装置等は、十分な容量のものを焼却施設側の建設の中へ組み込んでおり、還元施設を建てるサイドの敷地境界まで給熱管等を整備している。還元施設の中身が決まれば、敷地境界まで来ている給熱管等と接続する工事をし、余熱利用するやり方は結構あった。今回もそのような形になるかもしれない。
- H委員 : 先日見学に行った2つの施設のうちの1つがそういう説明であった。
- 事務局 : 所沢市の施設である。
- F委員 : 4ページに排水処理設備の記載がある。排水処理装置にはプラント系排水と一緒にどのようなものに行くのか。全部重金属等を取り除いたものか。
- 事務局 : 9ページをみてほしい。排水は、大きく分けるとプラント系排水と洗車排水と生活系排水がある。プラント系排水は、「無機物を中心とした排水であり、凝集剤等により沈殿物を生成し、それをろ過す

ることによって処理する。また、洗煙排水は、重金属を含むことから硫化物法凝集沈殿ろ過やキレート凝集沈殿などを用いて重金属除去処理を行う」としており、そういった処理を行った上で下水道に放流する予定である。

4 議題

(1) コミュニティ機能について(その3)

【事務局説明】

G委員 : 調布市の市報に、電通大でおもちゃのドクターをやっていることが毎月出ている。せっかく近くにそういう学生がボランティア的にやっている事実があるので、是非、おもちゃの病院を入れてほしい。

大江会長 : 入れるとしたら環境学習である。

C委員 : 1つ確認したい。余熱利用施設のデータが資料として提示されているのは、何か意味があるのか。今までの意見の中でプールを造ってほしいという話はだれもしていない。

川口の事例紹介がある。使用料金として17年度は4,000万円入っているが、維持費でかかっている分はわかるのか。採算が合っているのかどうかわかれば教えてほしい。

また、川口は、20メートルプールが1個あり、先ほどの説明では2.1GJで大体25メートルプール1台と言っていたから推測すると2GJ程度をプールに熱量を使っている。それに対して売電による収入は7,400万円となっている。ふじみの見込みは1億円であり、これだと川口は2GJの何十倍の熱量を使っていることとなる。その割合がわかれば教えてほしい。

事務局 : この資料の提示は、前々回の市民検討会の議論の中で、実際にどのぐらいの利用者があって、どのぐらいの収入があるか、また赤字なのか、黒字なのかを調査してほしいという意見をいただいたので、本日添付した。

経営状況は、川口市に確認したが、余熱利用施設はリサイクルプラザの中に入っているため、余熱利用施設だけの歳出、支出を確定するのが非常に難しいとの回答であった。ざっと言えばおそらく赤字だという話は聞いている。

後段の発電と余熱利用の熱量の関係は聞いてみないとわからない。ただし、朝日環境センターはガス化溶融炉であり、灰を溶融している点が私どもの施設と違う。またリサイクルプラザにも電力をかなり供給しているようである。17年度は4,000万kWの発電があったが、そのうち売ることができたのが約1,000万kWで、

3,000万kWは自分のところで使っている状況と聞いている。

大江会長 : 発生する余熱は、20メートルプール等でどの程度活用されているのか、余熱のかなりの部分を捨てているのか、それとも足りないのか、その辺の余熱利用効率も併せて確認してほしい。

事務局 : 次回の市民検討会までに調べる。

E委員 : 私は、様々な施設を見学してきたが、赤字になっているところが多いと実感した。新しい処理施設を造るからあれもこれもということではないほうがよい。本当に市民のためになるような学習施設は大変よいことだと思う。先ほどの朝日環境センターは、私も利用が少ないと聞いている。せっかく造った施設なら、赤字にならないように考えていくことが当然だと思う。

先ほどおもちゃの病院の話が出たが、三鷹の場合はリサイクル市民工房、消費者活動センターなど、7つのコミュニティセンターでもおもちゃの病院をやっている。

I委員 : 私も、いろいろ見てきたが、プールは採算性を考えると赤字に近い状態であった。調布や三鷹の辺は割とプールもあるし、調布のゆかりや三鷹の鷹場の湯など、温泉施設も結構ある。プールを造るよりは、たくさんの方が利用できて納得できる形のものを造って、新ごみ処理施設を造ってよかったと思えるような、有効利用のものを考えていったらよいと思う。

D委員 : ほとんど同じ意見である。調布にも三鷹にも既にプールがあると思う。そのプールの稼働率が一体どうなののかの実態調査から始まるべきである。

また、調布のプールは温度が低いからだれも行かないという話を聞いたことがある。要するに問題点を調べた上で、造らなければいけないと思う。そういうことが大事だと思う。

大江会長 : まだこの段階では明確になっていないが、今後は、燃やしたときの熱エネルギーが出てくることは間違いないので、これを有効利用する方向を具体的に考えていかななくてはいけないと思う。

これまで、いろいろな基本的な方向づけは出されていると思う。これを踏まえて、また検討の機会を作りたいと思う。

5 その他

(1) 今後のスケジュール

【事務局説明】

A委員 : 7月ごろに公表される事業者選定に向けた実施方針には具体的にはどのようなことが記載されているのか。

事務局 : 具体的には、ふじみの新ごみ処理施設事業は公設公営ではなくて公設民営でやるということ、それから規模や位置等を公示して、参加する事業者に知らしめるといった行為である。今回の実施計画が基礎となる。

(2) 次回日程調整

事務局 : 今後、事務局の業務もだんだん立て込んでくる。そこで、この市民検討会は一定の期間をいただき、報告事項や検討事項ができたときに、節目節目で開催したい。

大江会長 : およそいつ頃になるのか。

事務局 : きちんと報告できる内容を整えた上で開催したい。最大でも3カ月程度お待ち頂くとする。

C委員 : 委員の任期は11月までである。次の回が最後になるのか。

事務局 : 例えば7月ごろに開催した場合、あと2回程度になると思う。ただ、市民検討会で検討すべき課題が今後どういう形で出てくるか完全に見きわめていないため、情報提供と課題の両方をとらえながら考えていきたい。また、委員は規約の中で再任もある。

F委員 : コミュニティ機能は、あとは行政にお任せとなるのか。

事務局 : 現時点では、基本線だけを出したところである。

E委員 : これから本格的に進捗すると思うが、市民はどういう進捗の仕方をしているのかを知りたいという意見もある。広報の方法も考えてほしい。

事務局 : 節目節目には、ホームページや広報紙でお知らせする。しっかりした内容を整理した上で、市民検討会の皆様方、周辺の住民の方々も含め、お知らせする。

D委員 : 7月にメーカーに実施計画書が配付される。それに応じて各メーカーは、どういう基準で造るかを考えながら、応募するかしないかを決めるとするが、私どもが今問題にしている建物の高さは基本設計にかかわることである。それは住民に説明しながら、今年度中に決めるということであるが、矛盾するのではないか。建物の高さが決まっていなかったら、メーカーは35メートルとするに決まっているのではないか。

大江会長 : そこは、ニュアンスが違って受けとめている。こちらが事業者に対して実施方針の公表をするとき、35メートル以下をどれくらい強く出していくかにかかってくると思う。こちらの要望は25メートルの高さ制限等もあるし、どれくらい縮めていけるのかという説明の仕方になれば、事業者もかなり努力プロセスが違って出てくると

思う。

事務局 : 高さに関しては、市民検討会で何度も議論し、35メートル以下ということで、この議論もホームページに載っている。以前話があったように、各メーカーは、情報収集を徹底的にしていることと思うが、この議論は、メーカーも知っていると思う。私どもは、何が求められているのか、35メートル以下を徹底的に考えて、応えていたいただきたいと思っている。

寺嶋副会長 : この建物の高さが、施設を建てる上で着目点となっている。当然、実施方針は、組合が事業の概略を提示して、実績や建設経験を含め、比較要件を定めて、手を挙げてくれる企業がどのくらいあるかを確認することも含まれている。

その後の入札説明書の中には、要求水準書という実施計画書より詳しく、ブレイクダウンした形での注文書を作成する。また、入札説明書の中には、落札者評価基準も作る。通常の指名競争入札の場合は、予定価格以下で最低制限価格以上で一番値段の低い事業者を選定するが、DBOの場合は総合評価落札方式という形式であり、価格と価格以外の工事の品質の両方を総合的に評価して、組合にとって有利で適切な事業者を選択する方法を取る。今後、評価を公平中立的に行うために、有識者を2名以上入れた委員会が作られると思う。

その評価基準には、焼却機能やプラントの公害防止機能、発電効率、再資源化効率等を総合した上で、どれだけ建物を低くしてきたかも、一つの評価要素として入れざるを得ないと思う。落札者の決定基準も事前に公表するので、企業は必ずそれを頭に入れて設計してくると思う。なお、この評価の結果は、オープンになると思う。

F委員 : スケジュールで、土壌汚染の調査が、仮契約の締結後となっているが、もし汚染されているとわかったときはどうなるのか。

事務局 : 土壌汚染調査のタイミングは、アセスの終了後となる。アセスの終了を21年9月と予定しているので、これを待たざるを得ない。一方、事業者の選定作業を止められないので、仮契約は来年の秋ぐらいになる。そのときに土壌汚染があった場合は、土の入れかえ等を行う必要があるため、その分は稼働が遅れることになる。

F委員 : 地質調査では調べられないのか。

事務局 : 地質調査はボーリングを行い、地下の地質や地下水の位置等を調べるものである。実はアセスの中でも5箇所ですら土壌調査はするが、既存の建物も建っているし、仮の調査にはなるが、これが本調査とい

うわけにはいかない。本調査はアセスが終了して、動いている施設をとめてから、30メートルメッシュですべてのポイントを土壤調査するやり方になる。

大江会長 : 次回は7月ごろとなり、しばらく空く形になる。次回は7月ということで、草苳委員が選出母体の関係から6月で交代となるため、本日が最後となる。

【草苳委員挨拶】

6 閉会

午後9時20分散会